

# 後期高齢者医療制度の保険料率が変わります

加入者（被保険者）の方にお支払いいただく保険料は、2年ごとに保険料率を決めることになっています。平成22・23年度の新しい保険料率が決まりましたので、お知らせします。

均等割 (加入者が等しく負担)	平成20・21年度（年間）	▶	平成22・23年度（年間）
	<b>43,143円</b>		<b>44,192円</b> 【1,049円増】
所得割 (加入者の所得に応じて負担)	平成20・21年度	▶	平成22・23年度
	<b>9.63%</b>		<b>10.28%</b> 【0.65ポイント増】

## ■平成22年度保険料の計算方法

保険料は、すべての加入者（被保険者）の方にかかります。保険料額は、加入者（被保険者）が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

また、世帯主や加入者（被保険者）の所得に応じて、保険料の軽減があります。

均等割 【1人当たりの額】 <b>44,192円</b>	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成21年中の所得－33万円)×10.28%	=	1年間の保険料 (100円未満切り捨て) (限度額50万円)
------------------------------------	---	--	---	--------------------------------------

※この保険料率に基づく平成22年度の保険料額は、7月に「保険料額決定通知書」により個別に通知します。

## ■保険料の軽減について

(1) 均等割の軽減 ～ 所得に応じて、均等割44,192円が以下のとおり軽減となります。

(軽減は、世帯の加入者全員と世帯主の所得の合計で判定。加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。)

所得が次の金額以下の世帯	平成21年度		平成22年度 均等割額	比較
	軽減割合	均等割額		
33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	9割軽減	4,300円	4,400円	100円増
33万円	8.5割軽減	6,300円	6,628円	328円増
33万円+(24万5千円×世帯主以外の加入者数)	5割軽減	21,571円	22,096円	525円増
33万円+(35万円×世帯の加入者数)	2割軽減	34,514円	35,353円	839円増

※保険料の計算は、均等割額と所得割額を合計後に100円未満を切り捨てます。

(2) 所得割の軽減 ～ 加入者個人の所得で判定します。

前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減となります。

例) 年金収入180万円の場合

\* 軽減判定 ⇒ 180万円－120万円(公的年金等控除)－33万円(基礎控除)＝27万円(軽減に該当)

\* 所得割 ⇒ 27万円×10.28%×5割＝13,878円(年間保険料のうち所得割額分)

(3) 被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減

この制度に加入したときに、被用者保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず均等割が9割軽減となります。

お問い合わせ先	市介護福祉課高齢者福祉担当	電話 23-6111番	内線 2174・2183
	北海道後期高齢者医療広域連合	電話 011-290-5601番	